

令和2年度「読書に関する調査」の結果

令和3年3月
福島県教育委員会

【調査結果概要】

- 令和2年11月（高校生のみ12月）の1か月間における本県児童生徒の平均読書冊数は以下のとおりである。
 - 《小学生》 12.0冊（前年度 11.2冊）
 - 《中学生》 2.8冊（ ” 2.6冊）
 - 《高校生》 1.6冊（ ” 1.7冊）
- 1か月間の読書冊数が「0冊」と回答した児童生徒の割合は以下のとおりである。
 - 《小学生》 1.3%（前年度 1.5%）
 - 《中学生》 16.0%（ ” 17.7%）
 - 《高校生》 40.9%（ ” 41.9%）
- 調査を開始した平成16年度からの調査結果の推移（高校生は平成21年度から）を見ると本県児童生徒の平均読書冊数は、**校種による差はあるものの増加している**ことが見て取れる。
 - 《小学生》 読書量がこの15年間で**約3倍に増加**
平成22年度以降平均読書冊数が**10冊以上をキープ**
 - 《中学生》 平成21年度以降、平均読書冊数が**2.5冊以上をキープ**
 - 《高校生》 平成28年度以降、平均読書冊数が**1.5冊以上をキープ**
- 中学生、高校生になると読書量が減り、不読者が増加する傾向が続いていることから、今後、更にそれぞれの**発達段階や児童生徒を取り巻く学習・生活環境の変化に即したきめ細かな読書指導**を展開していくことで、読書に親しむ児童生徒の育成を図りたい。

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く考えるなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

県教育委員会においては、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、令和2年2月に第四次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定したが、施策を評価するとともに今後の施策へ生かすため、本県児童生徒の読書に関する調査を実施している。

- ・第1回調査：平成16年10月実施
- ・第2回調査：平成18年4月実施
- ・第3回調査：平成19年11月実施（※ 以後、毎年11月に実施することとする。）
- ・第16回調査：令和2年11月実施

※ 高等学校においても12月に同様の調査を実施した。（平成21年度から実施）

(2) 調査項目

- 各学年における児童生徒の1か月の読書冊数（学校及び家庭等での読書冊数の合計）
- 読書しない理由に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- 読書するきっかけに関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- 本を手に入れた方法に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）
- その他（第四次「福島県子ども読書活動推進計画」に係る各学校における取組状況について）

(3) 調査対象校及び調査人数について

- ア 調査対象校：県内公立小・中学校（義務教育学校を含む。）※ 休校、臨時休業を除く。
全ての県立高等学校（分校を含む。）
- イ 調査人数：各学年1学級を選定する。（全ての児童生徒に調査することも可）

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
調査人数	10,589	10,078	10,461	10,699	10,746	11,071	63,644

（単位はいずれも人）

中学校	1年生	2年生	3年生	合計	高等学校	1年生	2年生	合計
調査人数	8,503	8,553	8,469	25,525	調査人数	2,880	3,035	5,915

小学校：416校（義務教育学校前期課程を含む。）

中学校：216校（義務教育学校後期課程を含む。） 高等学校：88校

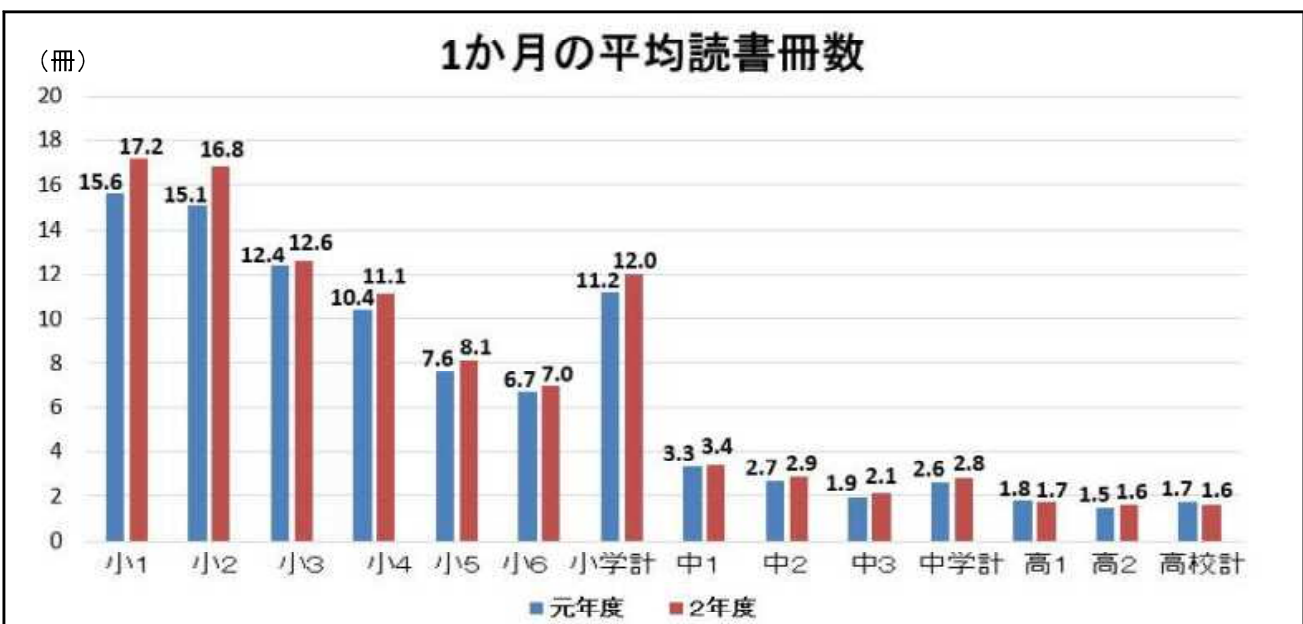
2 1か月の平均読書冊数について【グラフ1】及び【グラフ2】参照）

- 令和2年11月調査（高校生は12月調査）における1か月の平均読書冊数は、小学生全体で12.0冊、中学生全体で2.8冊、高校生全体で1.6冊であった。前年度調査と比較すると、小学生は0.8冊増、中学生は0.2冊増、高校生は0.1冊減であった。
- 1か月の平均読書冊数は、小学校1年生の17.2冊が最高であり、小・中・高と学年が上がるにしたがって減少している。
- 小学生全体では「8冊以上」と回答した児童の割合が53.4%（前年度50.9%）と半数を超えている。中学生全体では「1冊」～「3冊」と回答した生徒の割合が高く、全体の約60%を占めている。高校生全体では「0冊」と回答した生徒の割合が40.9%と最も高い。
- 小学校、中学校における1か月の平均読書冊数が調査を始めて以来、最も高い数値と同値となった。

【グラフ1】



【グラフ2】



3 「0冊」と回答した児童生徒について【グラフ3】及び【グラフ4】参照）

- 「0冊」と回答した児童生徒の割合は、小学生が1.3%（前年度1.5%）、中学生が16.0%（前年度17.7%）、高校生が40.9%（41.9%）であり、前年度調査と比較すると、小学生が0.2%、中学生が1.7%、高校生が1.0%低くなっている。
- 「0冊」と回答した児童生徒の割合は、小学校1年生が0.4%と最も低く、高校2年生が41.4%（前年度44.5%）と最も高い。小・中・高と学年が上がるにつれて「0冊」と回答する割合が高くなっているが、高校2年生の割合は3.1%低くなっている。
- 「0冊」と回答した児童生徒の「読まない理由」の上位項目は以下のとおりである。

	「読まない理由」①	「読まない理由」②
小学生	テレビ・ゲームのほうが楽しい	スマートフォン・携帯などのほうが楽しい
中学生	勉強・塾・宿題などで忙しい	スマートフォン・携帯などのほうが楽しい
高校生	雑誌やマンガのほうが好き	部活動等で時間がない

・ 前年度調査では、「雑誌やマンガのほうが好き」が全ての校種において読まない理由の上位となっていたが、今年度調査においては、「スマートフォン・携帯などのほうが楽しい」が上位となり、増加傾向にある。

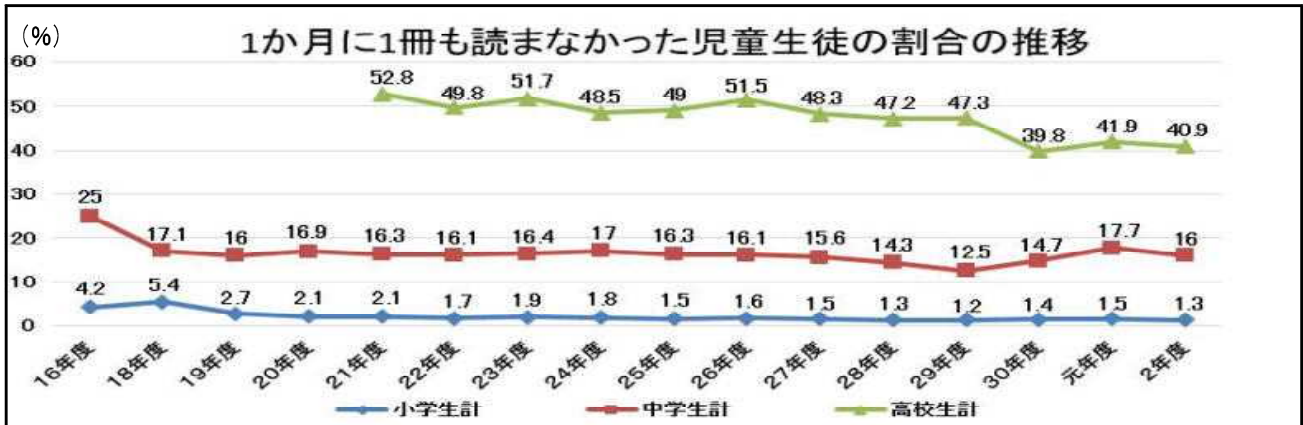
《その他》

- ・ 高校生においては「部活動等で時間がない」と回答する生徒が15.5%（前年度19.1%）と大きく減少し、コロナ禍における部活動の活動制限等の影響が見られる。
- ・ 例年と同じ傾向として、「本が嫌い」と回答する小・中学生、「読まなくても困らない」と回答する高校生がそれぞれ約1割程度存在する。

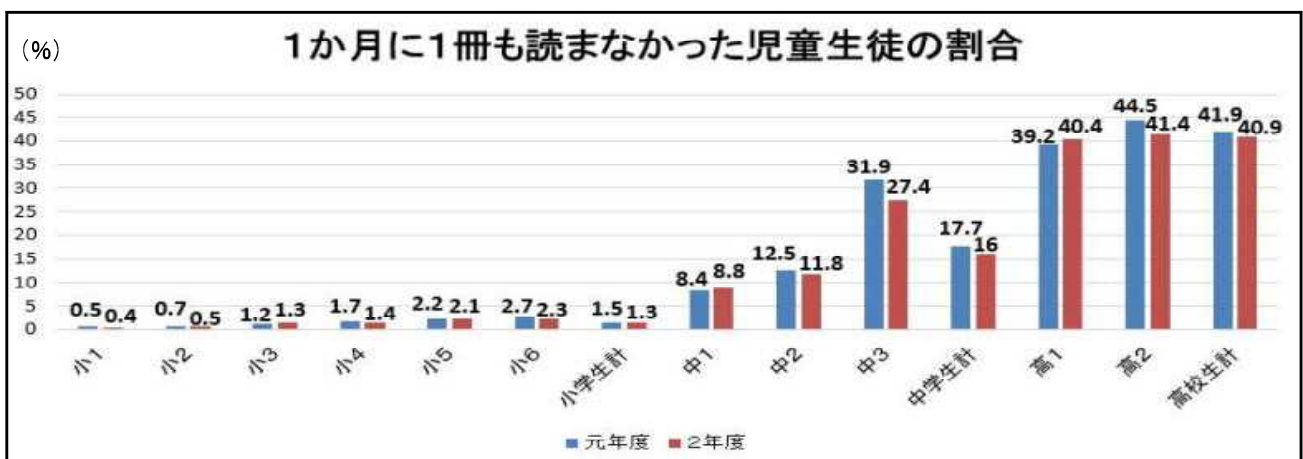
全校種において「0冊」と回答した児童生徒が減少し、小・中学校において平均読書冊数が増加した要因として、コロナ禍における学習・生活環境の変化が考えられる。様々な活動制限により、教室や家で過ごすことを余儀なくされたが、ICT機器を活用して読み聞かせをしたり、公立図書館と連携を図ったりと感染症拡大防止対策をとりながら児童生徒の期待に応える学校図書館運営を推進していった成果であると考えられる。

現時点においても日々変化し続けている現在の環境を「読書の楽しさや本のすばらしさを子どもたちに伝えていくチャンス」と捉え、全教職員の協力と共通理解のもと、引き続き安全・安心な学校図書館の運営とその積極的な活用を図っていくことが望まれる。

【グラフ3】



【グラフ4】

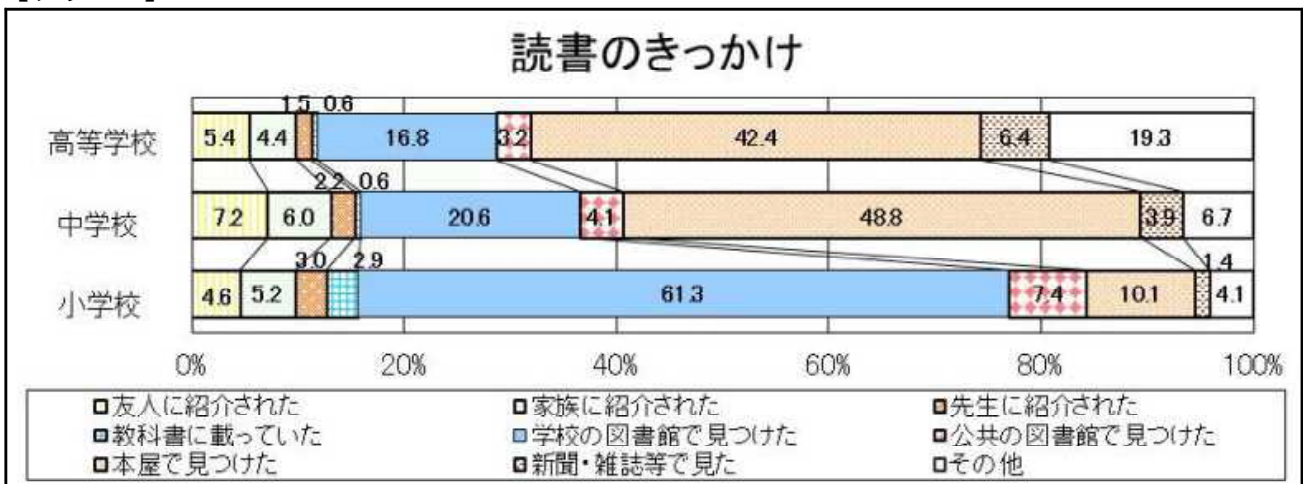


4 「読書のきっかけ」について【グラフ5】参照）

- 小学校では、「学校の図書館で見つけた」と回答した児童の割合が全ての学年において最も高く、小学生全体では61.3%（前年度58.5%）を占める。
- 中学校では、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が全学年において最も高く、中学生全体では48.8%（前年度50%）を占める。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が最も高く、高校生全体の42.4%（前年度46.8%）を占める。

小学校においては特に、児童の読書活動に対する学校図書館がもたらす影響が大きいと言える。また、学年が上がるにつれ、「その他」と回答する割合が高くなっている。スマートフォンやタブレット等の普及により、インターネット上からの情報がきっかけとなっていることも考えられる。児童生徒を取り巻く情報環境の変化を踏まえ、調査項目について検討していく必要がある。

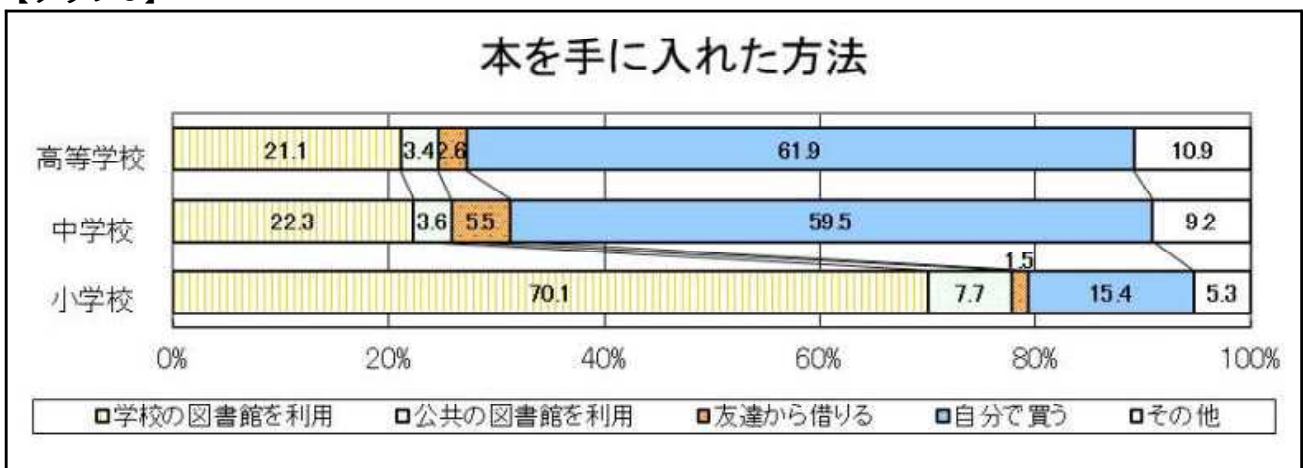
【グラフ5】



5 「本を手に入れた方法」について【グラフ6】参照）

- 小学校では、「学校の図書館を利用」と回答した児童の割合が全ての学年において最も高く、小学生全体では70.1%（前年度66.9%）を占める。続いて「自分で買う」と回答した児童の割合が15.4%（前年度16.6%）となっている。
- 中学校では、「自分で買う」と回答した生徒の割合が全ての学年で最も高く、中学生全体では59.5%（前年度59.3%）を占める。続いて「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が22.3%（前年度22.0%）となっている。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「自分で買う」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、高校生全体では61.9%（前年度64.6%）で、「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が21.1%（前年度18.9%）となっている。
- 小・中・高等学校の全ての校種において、「学校の図書館を利用」と回答した児童生徒の割合が前年度に比べて高くなっている。

【グラフ6】



6 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」

各学校における読書活動等への取組状況

【小学校】

調査項目	実績値(%)			目標値
	30年度	元年度	2年度	6年度
①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100	100	100	100
②本を1か月に1冊以上読んだ児童の割合	98.6	98.5	98.7	100
③学校司書等を配置している学校の割合	69.2	76.7	80.3	100
④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	80.6	79	69.2	100
⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	81.7	83.3	87.5	100

【中学校】

調査項目	実績値(%)			目標値
	30年度	元年度	2年度	6年度
①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	99.1	98.1	98.1	100
②本を1か月に1冊以上読んだ生徒の割合	85.3	82.3	84	100
③学校司書等を配置している学校の割合	69.1	80.1	78.7	100
④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	18	16.7	13	100
⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	45.6	47.2	52.3	100

【高等学校】

調査項目	実績値(%)			目標値
	30年度	元年度	2年度	6年度
①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100	100	100	100
②本を1か月に1冊以上読んだ生徒の割合	60.2	58.1	59.1	100
③学校司書等を配置している学校の割合	91.7	95.2	96.4	100
④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	6.7	3.4	3.4	100
⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	65.6	66.3	72.7	100

※数値は、「読書に関する調査」福島県教育委員会による。

第四次福島県子ども読書活動推進計画 概要版

ふくしまの未来をひらく 読書の力

福島県は県民の皆さんと共に
子どもの読書活動を
推進します



本計画にそって、
子どもの読書活動を推進する
取組を進めます。

(計画期間：令和2年度から令和5年度)

令和2年2月 福島県教育委員会



福島県では、基本方針にそって、次の目標を設定し、子どもたちの読書活動を一層充実させ、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立されるよう、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

令和6年度までに到達したい数値目標

目標項目	実施校 (平成30年度)	令和6年度 目標値
多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小学校 100.0% 中学校 99.1% 高等学校 100.0%	100% 100% 100%
本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小学校 98.6% 中学校 85.3% 高等学校 60.2%	100% 100% 100%
市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	二次以降改定率 40.7%	100%
公立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数	県立図書館 1,882冊 市町村立図書館 218,550冊	増加 増加
学校司書を配置している学校の割合	小学校 69.2% 中学校 69.1% 高等学校 91.7%	100% 100% 100%
読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小学校 80.6% 中学校 18.0%	100% 100%
公立図書館と連携している学校の割合	小学校 81.7% 中学校 45.6% 高等学校 65.6%	100% 100% 100%
「子ども読書の日」等に子ども読書活動に関する事業を実施している市町村の割合	74.6%	100%

「第四次福島県子ども読書活動推進計画」は、福島県教育委員会のホームページから御覧ください。



福島県子ども読書活動推進計画



お問い合わせ先 福島県教育庁社会教育課 TEL 024-521-7799 FAX 024-521-7974

【資料編】子どもたちの読書活動を更に推進していくために

平成27年2月に策定された「第三次福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）に基づき、学校、家庭、地域における子どもの読書活動の推進が一層進み、一定の成果を上げることができた。その一方で高校生の読書離れが指摘され、そこに至るまでの読書習慣の形成が不十分であるという課題も明らかとなった。これらの成果と課題を踏まえ、今後おおむね5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を明らかにした「第四次福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第四次計画」という。）が令和2年2月に策定された。

第四次計画では、「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念（スローガン）に掲げ、第三次計画に引き続き、基本方針1「子どもが読書に親しむ機会の充実」、基本方針2「子どもの読書環境の整備と充実」、基本方針3「子どもの読書活動についての理解の促進」の3つを基本方針としている。学校、家庭、地域でこれらの方針を共有し、それぞれの役割を果たしながら相互に連携・協働していくことが求められる。

1 基本方針1「子どもが読書に親しむ機会の充実のために」

◎ 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

(1) 読書活動の充実（読書センターとしての機能）

- 朝読書等の全校一斉の読書活動の設定・継続を図ることにより、読書習慣の定着を促進する。特に高等学校においては、「読書の時間がない」という理由による不読者をなくすため、学校において朝読書や一斉読書等の時間を確保し、読書に親しむ機会を計画的に設ける。
- 友人同士で本を薦め合うなど、子どもの読書への関心を高める取組を充実させる。
→ 読書会、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、子ども司書等
- 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進する。
（小学生期）多くの本を読んだり、読書の幅を広げたりする読書等
（中学生期）内容に共感したり、将来を考えたりする読書等
（高校生期）知的興味に応じた幅広い読書等
- 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備の充実を図る。
→ 各種コンクール優秀作品の紹介、〇〇コーナーの設置、定期的な内容の更新等



《参考》全校一斉の読書活動実施状況（複数回答可）

※ 以下、表中の数値は%。複数回答可のため、調査項目については合計が100%とならない。

選 択 肢		小		中		高	
		R元	R2	R元	R2	R元	R2
◎	実施あり	95.0	94.0	86.6	87.0	25.8	27.3
ア	始業前	92.3	92.6	96.3	97.3	82.6	87.5
イ	授業中	3.5	0.5	0.5	0	8.7	0
ウ	昼休み・放課後	11.2	6.4	3.7	2.1	0	0
エ	その他	6.0	3.6	2.1	1.6	8.7	16.7

《参考》多様な読書活動の実施状況について（複数回答可）

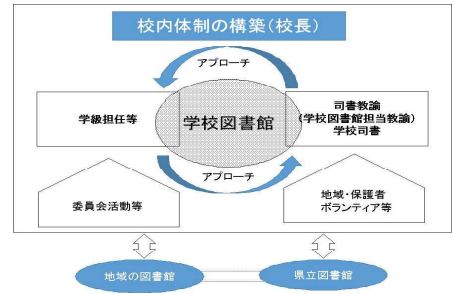
選 択 肢		小		中		高	
		R元	R2	R元	R2	R元	R2
◎	実施あり	100.0	100.0	98.1	98.1	100.0	100.0
ア	図書の読み聞かせ・ブックトーク	96.7	93.0	33.0	30.2	15.7	12.5
イ	読書感想文コンクールの実施	71.5	63.2	71.7	57.5	27.0	28.4
ウ	必読書・推薦図書コーナーの設置	83.3	86.5	85.4	86.8	76.4	87.5
エ	目標とする読書量の設定	57.8	57.5	19.8	20.8	5.6	5.7
オ	その他	30.7	32.0	27.4	26.9	49.4	61.4

(2) 学校図書館を活用した学習活動の充実（学習・情報センターとしての機能）

- 各教科等の学習において、記録、説明、批評、レポート、プレゼンテーション作成等の言語活動の充実に資するよう、学校図書館を効果的に活用する。
- 司書教諭や教員との連携による授業のねらいに沿った資料の整備、充実を図る。
- 主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として機能するよう図書資料、視聴覚資料、情報機器等の整備・充実を図る。

(3) 校内推進体制の確立

- 全ての教育活動において学校図書館の計画的な活用が図られるよう、学校図書館を活用した学習活動の年間指導計画を作成する。
- 司書教諭や学校司書、教職員が連携し、保護者や読書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進できる体制の整備を行う。
- 教員、学校司書を対象とした研修会の充実を図る。



2 基本方針2「子どもの読書環境の整備と充実のために」

◎ 学校図書館の整備・充実

(1) 「学校図書館図書整備等5か年計画」(平成29年度からの5年間 文部科学省)の更なる推進

① 学校図書館図書の整備

- ・ 各学校は、学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書館資料の計画的な整備と情報が古くなった図書等の廃棄、更新を進める必要がある。

学校図書館図書の整備

各学校における学校図書館図書標準の達成を目指すのに加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境の整備の観点から、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

予算措置：単年度約220億円（5年間計約1,100億円）

- ・ 蔵書の管理には、一貫性と統一性が保たれ、蔵書の点検・評価が行われなければならない。購入する本を選定する際と同様に廃棄する本を選定する際にも、個人的な見解によることなく客観的な規準に基づいて行われなければならない。全国学校図書館協議会が制定している「学校図書館図書廃棄規準」（1993年1月15日制定）等が参考となる。
- ・ 小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒への対応、主権者教育の推進など新たなニーズに応えられる図書館資料の整備という観点での更新も必要である。

② 学校図書館への新聞配備

- ・ 学校図書館への新聞配備を進める。

学校図書館への新聞配備

選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身に付けることが一層重要になっており、発達段階に応じた学校図書館への**新聞の複数紙配備**を図ります。

※ 小学校1紙、中学校2紙、高等学校4紙を目安として想定

予算措置：単年度約30億円（5年間計約150億円）

③ 学校司書の配置

- ・ 学校図書館の環境整備並びに児童生徒の読書活動及び学習活動への支援等、児童生徒と本を結ぶ役割を期待される学校司書の小中学校への更なる配置が求められている。市町村教育委員会においては「学校図書館図書整備等5か年計画」による地方財政措置が講じられていることを踏まえ、学校図書館の現状把握と、それに基づく適切な予算措置を行い、学校司書の配置を計画的に進めることが望まれる。



学校司書の配置

学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能をもった学校司書の更なる配置拡充**を図ります。

予算措置：単年度約220億円（5年間計約1,100億円）

※ 小・中学校に学校司書をおおむね3校に2名程度配置することが可能な規模を措置

※ 地方財政措置は、用途を特定しない一般財源として措置されている。したがって、各市町村等において、予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費、学校司書の配置のための費用に充てられることになる。

※ 平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとされ、学校司書の学校図書館への配置拡充が必要である。福島県においては、小・中学校への学校司書を配置する学校は増加しており、その必要性が強く認識されているが、**全体の約8割が非常勤の学校司書**となっている。学校図書館の運営の改善

・向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書の配置拡充（配置日数・時数の改善等を含む。）が引き続き求められる。

《参考》公立小・中学校における学校司書の配置状況

選 択 肢		小		中	
		R元	R2	R元	R2
◎	配置あり	76.7	80.3	80.1	78.7
ア	常勤	17.8	14.4	22.0	17.1
イ	非常勤	82.2	85.6	78.0	82.9



(2) その他

① 学校図書館の情報化・機能の充実

- ・ 学校図書館蔵書のデータベース化、学校図書館のインターネット接続環境等の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備、公立図書館等とのネットワークの構築を図る。
- ・ 学校図書館の図書資料や新聞を活用した授業づくりの実践例を参照する。



② 連携・協力体制の構築

- ・ 子どもの読書活動に関わる関係機関、各種団体等が情報を共有し、互いに連携協力していく体制づくりを強化していく。

《参考》公立図書館との連携状況（複数回答可）

選 択 肢		小		中		高	
		R元	R2	R元	R2	R元	R2
◎	実施あり	83.3	87.5	47.2	52.3	66.3	72.7
ア	公立図書館資料の学校への貸し出し	89.0	88.5	75.5	69.0	96.6	100
イ	公立図書館との定期的な連絡会の実施	9.1	14.8	11.8	29.2	0	0
ウ	公立図書館司書等による学校への訪問	23.2	25.5	27.5	23.9	1.7	3.1
エ	公立図書館との資料情報ネットワークシステムの構築	8.5	8.0	19.6	14.2	6.8	3.1
オ	その他	13.0	12.1	6.9	8.8	5.1	7.8

② 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくり

◇ 図書委員会、子ども司書等の児童生徒の活動を活用した学校図書館運営

- ・ ポスターづくりや読書クイズ、お薦めの本の紹介、読み聞かせ会等のイベントの実施や新刊本の受け入れ活動、図書の修理等、子どもたちによる自主的な図書館運営の実践を進める。

◇ 学校図書館における多様な読書ボランティアの活用

- ・ 定期的な読み聞かせや本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくり等、保護者や地域と連携した多様な読書ボランティアの活用を推進する。
- ・ 読書ボランティアの活用は、主に小学校において進んでおり、特に「読み聞かせ」による支援が多い。小学校高学年や中学生、高校生においては、ボランティアを活用するだけでなく、自らがボランティアとして小学生等に読み聞かせをする等、多様な読書ボランティアの在り方を広げていく。



《参考》ボランティアの活用状況（複数回答可）

選 択 肢		小		中		高	
		R元	R2	R元	R2	R元	R2
◎	実施あり	79.0	69.2	16.7	13.0	3.4	3.4
ア	配架や貸出・返却業務等図書館サービスに係る支援	20.6	18.1	41.7	17.9	0	33.3
イ	学校図書館の書架見出し、飾り付け、図書の修繕等の整備に係る支援	48.4	44.1	63.9	60.7	0	0
ウ	読み聞かせ、ブックトーク等読書活動の支援	93.1	87.8	36.1	53.6	100.0	100.0
エ	学校図書館の地域開放の支援	1.5	1.0	2.8	0	0	0
オ	その他	2.7	3.1	5.6	0	0	0

◇ 心の居場所としての機能の充実

- ・ 学校図書館を、子どもが安心して自由に読書ができる、自分だけの時間を過ごすことができる、更には、異学年との関わりをもつことができる校内の心の居場所としたい。いつでも開いている図書館、学校司書等、人がいて本や読書を介在して話や相談ができるような図書館の実現を目指す。



《参考》不登校支援の場としての学校図書館（例）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
(平成29年3月31日 文部科学大臣決定)

2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する事項

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ウ) 登校時における支援

不登校児童生徒が自らの意思で投稿してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。



3 基本方針3「子どもの読書活動についての理解の促進のために」

◎ 推進のための普及や啓発

- ・ 「子ども読書の日（4月23日）」、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」の機会をとらえ、各種通信や学校ホームページ等、広報媒体により読書活動に関する取組を家庭や地域に発信する等、普及や啓発に努める。

《2021年読書週間について》

○ 第63回「こどもの読書週間」4月23日（金）～5月12日（水）

標語「いっしょによもう、いっぱいよもう」

○ 第75回「読書週間」10月27日（水）～11月9日（火）

標語「最後の頁を閉じた 違う私があった」

4 その他

◎ コロナ禍における学校図書館

- ・ 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休校の措置が取られるなど、全校種において通常の学校生活を継続することが困難な状況下でのスタートとなった。これらの状況が子どもたちの読書活動、学校図書館の運営等にどのような影響をもたらしたのかを比較するために、例年と同様の調査項目により調査を行った。
- ・ 中学生・高校生が本を読まない理由として「部活動等で時間がない」ことを理由とする割合の減少、読書感想文コンクールを実施した学校数の割合の減少、小・中学校における読書ボランティア活用の減少等、休校や学校再開後の授業時数確保等の影響と思われる変化が見られる。
- ・ 一方で小・中学生の平均読書冊数の増加、全校種における不読率の改善、公立図書館と連携する学校の増加などのよい変化も見られる。これらは、入館者の人数制限をしたり、学年や学級で利用できる時間帯や曜日を分けたりなどの感染防止対策を工夫し、困難な状況にあっても児童生徒の期待に応える学校図書館を運営してきた各学校の取組の成果である。

《参考》

- ・ 令和元年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」図書館実践事例集（文部科学省）
【URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html】
- ・ 図書館の取組事例・学校図書館の取組事例（文部科学省）
【URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00646.html】
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動について（全国学校図書館協議会）【URL:<https://www.j-sla.or.jp/info-guideline.html>】



《参考文献・出典等》

- ・ 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」（平成27年2月）福島県教育委員会
- ・ 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」（令和2年2月）福島県教育委員会
- ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」文部科学省
- ・ 「学校図書館」（2021年3月号）公益社団法人 全国学校図書館協議会
- ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」公益社団法人 全国学校図書館協議会